

人口減少社会と男女共同参画社会（1）

—<ワーク・ファミリー・バランス>への課題—

Population Reduction Society and Gender-equal Society

—The Subject to<Work・Family・Balance>—

吉田和子

YOSHIDA Kazuko

キーワード：バックラッシュ 人口減少社会 男女共同参画社会 女性労働の変容 少子化
ワーク・ファミリー・バランス

はじめに

「してはいけないジェンダーフリー」⁽¹⁾を訴え続けている、バックラッシュのイデオログの一人に長谷川三千子がいる。長谷川は国家全体の活力を考えると、人口減はマイナス以下の何物でもないと主張している。極端な少子化を防ぐために「ジェンダーフリーの社会制度が必須である」（この主張にも問題点がある。後述）という提起に対しては、実はまさにこれが「してはいけない」の核心であることを強調。長谷川は次のように指摘している。「ジェンダーフリー」の言葉の根拠になっているのが、男女共同参画社会基本法第4条⁽²⁾である。いま、男女共同参画社会基本法に基づいて、全国の地方自治体の男女共同参画社会に向けた推進運動のキーワードである。人間の場合、本能と呼ぶような形で、男女の役割りの差、行動のパターンが決まっているわけではないが、それに当たるのがまさにジェンダーである。このジェンダーによって人間はスムーズに繁殖行動をし、子育てをしてきたという事実がある。この慣行とか制度によってできている男女の差を、あらゆる分野で撤廃していかなければいけないという「恐ろしい基本法」であり、21世紀の人類の文明を考えるうえで、「やってはいけないジェンダーフリー」であると力説している。

長谷川のこの主張は、1984年、「男女雇用平等法」（正式名「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉に関する法律＝略通称「男女雇用機会均等法」）は文化の生態系を破壊する⁽³⁾と反対した延長線上の、2000年版である。1985年「男女雇用機会均等法」の成立に向けた動きに対して、長谷川は次の3点から反対の論を展開していた。①「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（略通称「女性差別撤廃条約」）という国際条約批准に見合った国内法づくりで、日本社会の内側からの必要に迫られて発案される法律ではない。②制定の構造から、同条約の精神に縛られる。条文中の「慣習及び慣行を修正し」「男女の社会的文化的な行動様式を修正」を指摘し、各国、各民族の「文化」というものは、互いに尊重し合うべきものであり、外から無闇に手を触れてはならぬものである。修正させる態度は、「植民地主義」「内政干渉」である。③専業主婦経験を武器に、「このような法律が出来ることが、主婦の士気を喪わせる」と主張。この論文内容が、近年のバックラッシュ運動のキーマンたちによって、重要な指摘であったと再評価⁽⁴⁾されている。はたし長谷川の主張は、再評価にあたいする内容だろうか。

本論は、長谷川の主張する、少子化の原因はジェンダーフリーにあるか、を問うことにある。人口減少社会の課題の核心は何かを顕在化したい。同時に、30代女性と男性の生活と労働の現実から、少子化の真の原因を明らかにすることを通して、21世紀の生活づくりとしての、<ワーク・ファミリー・バランス>⁽⁵⁾への課題を提起することにある。

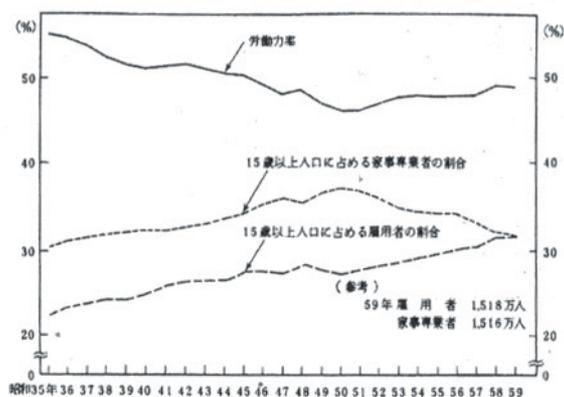
なお、本論(1)は1. 女性労働の変容と男女雇用機会均等法成立の意義 2. バックラッシュの少子化の「社会問題化」の核心は何か、3. 近代化における人口増加の背景と国力の課題、1)「国力」は経済力か、2)「国力」は人口増大か、までを論じ、4. 子育て真最中の30代女性と男性の生活環境から見えてくる課題は何か、〈ワーク・ファミリー・バランス〉への課題は、次号掲載とする。

1 女性労働の変容と「男女雇用機会均等法」成立の意義

長谷川にとっては、男女共同参画社会基本法は「恐ろしい」法である。以前に「男女雇用機会均等法」は「文化の生態系を破壊する」法と主張しており、長谷川の「恐ろしい」法をたどると、「男女雇用機会均等法」や国連総会で1979年に採択され、日本も1985年に批准した国際法である「女子差別撤廃法」も「恐ろしい」法となる。長谷川の指摘する「恐ろしい」法がなぜ成立したのか、1980年代当時の女性の生活と労働の現実の変容の概観から、男女雇用機会均等法成立の意義を捉えてみることで、長谷川の主張が再評価にあたいするか、検討してみたい。

「女子差別撤廃条約」批准に向けた「男女雇用機会均等法」の成立の背景は、図1-1を見るとわかるように、1984年は日本でははじめて女性の雇用労働者が、家事専業女性を2万人も上回った年である。その前年の1983年は既婚女性のうち有業者が半数を超えている。70年代を通じて進行した「女性の職場進出」は、80年から85年のあいだに、専業主婦が少数派になるという大きな社会史的变化を起こしていたのである。この変化は、女性労働者像の変容をもうながした。

図1-1 女性労働率, 15歳以上人口に占める雇用者及び家事専業者の割合



出典 総務庁統計局 1984年

1960~70年にかけての高度経済成長期は、「未婚女性労働市場」が成立し未婚女性労働者が多数派であった。それが70年代後半から80年代の低経済成長期にかけて、「既婚女性労働市場」が成立。そのことによって女性雇用の多様化が促進され、女性労働者像も未婚女性労働者像から多様化したといえる。同時にこの変化は、家事労働のみを担う専業主婦から、家事労働と賃労働の二役を担う兼業主婦への変容を促すものであった。その比率は1970年の未婚6に対して既婚者4から反転。4対6へとシフトし、2000年には専業主婦は30%を割る現況にある。この女性労働者像の変化は、いうまでもないことであるが、家事労働のみを担う専業主婦から、家事労働と賃労働の二役を担う兼業主婦労働者像への転換とセットであり、女性の生活実態は、時間的余裕のない厳しいものにしていった。変容した女性の生活と労働実態は、樋口恵子により「新・性別役割分業」⁶⁾と名づけられ定着している。

この変化を、経済学の視点から捉えた竹中恵美子は「1980年代にとられた女性の家族責任を強化する税制や社会保障政策なども相俟って、年齢別労働力率のM字型を確立し、日本型主婦パート労働力を定着させてきたといえます」⁷⁾と指摘し、その最大の背景要因が1970年代以降の経済再編成であることを次のように鋭く分析している。

「1970年代の経済危機は、それに対応した資本主義経済再生への道として、政治的には新保守主義の台頭を呼びおこすとともに、経済的には減量経営とコスト削減を行い、ME情報技術を経済活動のあらゆる分野に導入し、自動化・効率化をすすめながら、設備投資を軽薄短小化し、製品市場と投資行動に競争原理をより強化する方向にむかうことになった。

とくに1970年代以降の資本主義の国際化の進展と国民経済の相互浸透、NIES（新興工業経済）地域からの競争の圧力による国内市場の断片化、他方、生活水準の上昇に伴う消費者需要のニーズの多様化などは、高度経済成長を特徴づけてきた。少品種大量生産から多品種限定量生産への転換を余儀なくすることとなった。ME新技術の開発は、その転換の技術的基礎となったが、こうして生産と労働のフレキシビリティの確立は、この期の中心的な戦略となったといえるであろう。』⁸⁾

この経済再編＝資本蓄積体制の変化は、女性労働力の需要構造に次のような影響をもたらしたことも、竹中は分析している。①重筋型労働から知識集約型労働への移行が、女性労働力需要への拡大となる。②サービス生産がもつ特殊性、生産と販売の同時性と時間的な閑繁の変動性が大きいことによる、生産のフレキシブル性に対応して、フレキシブル労働への需要をもたらした。これが大量の女性のパート労働への需要の創造と、戦力的な地位を与えることになる。③ME化、情報化が人事管理の能力主義が、性を問わぬ競争原理と相俟って、女性労働をエリートとマスに両極分解していった。

竹中の指摘する両極分解は、雇用女性総数に占めるパート労働数が1975年17.4%に比べ、1999年では37.4%と2倍強の増大で証明している。これはいうまでもなく、マスの圧倒的な増大である。マスの内実、フレキシブル労働に対応したパート労働の非正規労働者としての臨時雇用、派遣労働等の不安定な周辺の女性労働の増加である。その労働実態は、労働時間や日数は正規労働者と同じ「長時間」労働でありながら、平均時給は893円（「賃金構造基本統計調査」厚生労働省 2003年）で経済的自立からほど遠い状況に置かれている。しかも労働条件等に関する法的規制や労働者保護なしの非正規労働が、女性労働の一般的形態をなしていたのである。まさに現実には熊沢誠が指摘する「短い勤続、定型的または補助的な仕事、そして低賃金という、それぞれが他の原因でも結果でもあるような三要因の連動する職場」⁹⁾の不安定就労を担わされた二流労働者の拡大として周辺化が定着していったのである。この女性労働者の現実から、日本は二つの「二重構造」¹⁰⁾の存在が、堀江孝司によって指摘されている。一つは従来からの大企業と中小企業の企業規模格差＝賃金格差としての二重構造。さらにもう一つは1980年代後半から1990年代の労働力流動化のもとでの、正規雇用とパート労働等の非正規雇用における賃金格差拡大＝男女間賃金格差の拡大という新たな二重構造が、労働政策の結果生じており、定着化していることを見逃すわけにはいかない。

この二流労働者としての女性の生活と労働の大きな変容を背景に、日本の働く女性の現実の変化に対応する法律は、労働基準法しかない状況であった。しかも職場の性差別再生産状況に対して、性差別禁止は労働基準法4条の賃金差別禁止規定のみであった。「男女雇用機会均等法」の内容は、採用・職種・昇進・定年等が入ったが、それは使用者に法的義務を課す禁止規定ではなく、努力義務規定となり、期待していた労働現場の女性から実行性のない「ザル法」と命名された経緯があり、今もって性差別禁止法としての内実と実効性のある十分なものになりえていない現状にある。

このように1970年代からの経緯を見てくると、「男女雇用機会均等法」は日本の働く女性が抱える労働現場の性差別をなくし、性差別を再生産させない切実な法律であり、その法律内容の内実の獲得が課題となっているのである。労働法研究者の浅倉むつ子は、それまでの日本の労働法学における女性労働の評価を一新、「弱き性」や「主婦・妻の役割」評価から切り離して、個人として、社会のあらゆる分野への平等参加という視角から、女性労働は評価し直さなければならなくなった¹¹⁾と、その法律の意義の高まりを指摘している。どこをさがしても長谷川たちの指摘する「恐ろしい」法としての、生活と労働の現実は見当たらない。

しかも女性差別禁止に類する法律は、アメリカでは1964年、西ドイツでは1972年、イギリス・フランスでは1975年、カナダ・イタリア・ニュージーランド・アイルランドは1977年、デンマーク・ベルギーは1978年、スウェーデン・オランダは1980年と先進国の多くは70年代後半から80年代初頭に法制化している。この動きは、国連の「国際女性年」（1975年）や「国連女性の10年」（1976年から1985年）の取り組み、そして1979年採択の女子差別撤廃条約の「性別役割分業の見直し」の視点から、性差別を

再生産させない社会づくりへの胎動が背景にあった。日本の労働現場における性差別禁止法としての「男女雇用機会均等法」は、内容の実行性のみでなく、法律制定の時期の大幅な遅れが際立っており、国際法批准のタイムリミットぎりぎりになり成立したものである。

日本の女性の生活と労働の変容を概観してみると、長谷川たちの主張は女性の生活と労働の現実を知らなさ過ぎる主張といえるだろう。長谷川のメディアでの言動には、いつも女性の現実生活の姿がすっぱりと抜け落ち、性差別を見ぬ振りをする言動が多い。企業社会の労働関係を捨象して生きていける、特権的位置にある女性の言動といえる。長谷川だけでなく、ジェンダーフリーや男女共同参画社会基本法バッシングを行っている人たちは、多くの女性の生活現実を視野に入れた言動であるのか、問う必要がある。と同時に、さらに私たちは専業主婦であり続けることができますか、と問いたい。専業主婦であり続けられない現実の生活と労働の状況と、男性が抱えた問題を可視化して問う必要がある。生活の現実を直視することなく、男女共同参画社会の課題は捉えられないとえるだろう。長谷川の言動は、女性の生活現実を視野に入れた言動でないが故に、問題や課題の核心が捉えていない。ジェンダーを語る資格があるだろうか。次に少子化の言動を検討してみよう。

2 バックラッシュの少子化の「社会問題化」の核心は何か

長谷川は「少子化とは、人間の生物としての機能低下のあらわれの一つであり、それはジェンダーが破壊されてきたからだとも言える」^(ibid.1)と、少子化の原因があたかも、ジェンダーフリー行政・教育の影響を受けた女性にあるといわんばかりである。バックラッシュ運動の当事者たちでなくても、少子化の原因を働く女性に責任転嫁する意見、「女が子どもを産まないわけ」(鈴木理恵子, 読売新聞1998)等散見することがある。少子化=人口減少社会をどのように捉えるかは、現代の大きな社会的争点である。ジェンダーフリー行政や男女共同参画社会の根幹をなす問題といえる。この世論がゆれる社会問題に着目して、ジェンダーフリーや男女共同参画社会基本法や性教育に責任転嫁し、不安や危機感を煽って保守層を掘り起こし、バックラッシュ運動が組織化されているといえるのではないだろうか。

今年大手商業新聞は、人口減少社会にスポットをあてた連載や特集を組んでいる。そこでの自民党野田聖子の発言には、政治の場の人間の本音が語られ、バックラッシュ運動の主張とも重なりながら、少子化の「社会問題化」の核心が正直に語られている。中日新聞「人が減る」連載(2005年1月7日)で、「永田町の男性議員らは『女は家を守り、子を育てるのが本業。男のまねをするから少子化になったんだ』という感性」と自民党男性国会議員の意識状況を紹介。野田自身は「少子化という言葉が男性にピンとこないようだ。『国力減退化』とか『民族滅亡化』という言葉に置き換えて、問題意識を持ってもらわないと。若い人が減ることは防衛に携わる人が減ることにだってつながる。将来の安全保障にも影響を及ぼす問題なのに、近視眼的な政治だった」(点は引用者)と、少子化の「社会問題化」の核心内容を語り、「子どもの有無を問わず定額の保険料を納め奨学金」や育児金などに充てる「子ども保険の創設が必要」を主張している。読売新聞国際会議特集(2005年4月27日)の大見出しは、「少子化進めば国力低下」「戦後60年を超えて一国家生き残りへの戦略」である。この誌上で野田は、政治の課題を「働く女性」が「専業主婦」の数を上回った現実に意識転換して、共働きでも家庭、育児を無理なくやっつけていける生活様式を定着させていく制度設計が必要だ。」と、現実に立脚した提起もしている。長谷川と野田の違いは、現実の女性の変容の事実が見えているか、どうか、この一点にある。しかし、「国力減退化」「民族滅亡化」や「将来の安全保障問題」発言は、不安・危機感を煽るバックラッシュ運動に無自覚(?)に加担し、リンクするものといえるだろう。人口減少の「社会問題化」の行き着く先は、「国力減退・低下」「将来の安全保障」等の国防である。これに向けたマイナス要因として、ジェンダーフリー行政と教育、男女共同参画社会基本法、性教育、多様な家族等を教材化する家庭科教育がバッシング対象に考えられおり、全て「国力」低下問題にリンクして捉えられ

ているといえるのではないだろうか。この問題の核心は、＜生殖としての性＞が隠されて前景化の危険があり、国家権力のコントロールにリンクしていくことになるのではないだろうか。現代版“産めよ殖やせよ”が、闊歩しかねないといえる。

バックラッシュ運動は、少子化の「社会問題化」の核心を、長谷川の主張する「国全体の活力」低下や、野田の主張する「国力減退化・滅亡化」「将来の安全保障・国防」と捉えている。こうした「社会問題化」の捉えでいいのか、が問われているといえる。少子化は人口規模問題としてこれからの社会づくりの基本をなす問題である。しかし、社会的争点として議論が進んでいない中で、不安・危機感の煽りの好材料として、ジェンダーや男女共同参画基本法等が、フルに責任転換に利用される状況が作りだされているといえる。

野田は新聞紙上で「データに基づく政治をやらないといけない」^(ibid.1)とも指摘しているが、しかし、人口減少のデータについては、何に基づいたのか、問い分析する必要がある。メディア報道は人口減少の現実を、2007年以降の減少を報道するばかりである。これらの報道の欠落点は、次の二点にある。① 日本の近代化プロセスで、どのような背景のもとに人口は増加したのか、問うていない。②

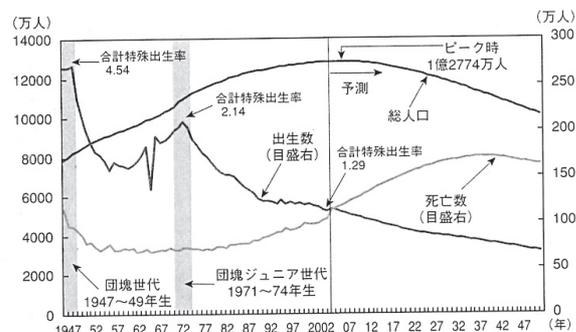
国際社会の人口増加の中で、日本の人口減少はどのように捉えられるのか、問うていない。この二点を問い、その現実から人口減少社会の核心としての「国力」の課題を、どのように捉えたらよいか、次に考えてみよう。

3 近代化における人口増加の背景と「国力」の課題

現人口を維持するに必要な出生率＝人口置換率は2.08%であるといわれている。1975年には出生率1.91%と、はじめて人口置換率を割った。1989年1.57%となり、それは「1.57ショック」呼ばれ、この年少子化が本格的に「社会問題化」されている。政府は8月には「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」を設置し、1991年には「育児休業法」を成立させている。しかし、その後も出生率の数字は減り続

けているにもかかわらず、2006年までは人口は減少しない。なぜ、2007年以降減少するのか。図3-1を見ると、その原因がわかる。出生率より高齢者の死亡率の急増によって、減少していくのである。今後少子化とこの死亡率が相俟って、人口減少が急速に進展していくことが読み取れる。2050年にはピーク時の79%の一億人に減少し、2100年にはピーク時の53%の6700万人になる。^(備考)では、近代化の人口増加の背景は何だったか。「国力」の基準をどのように考えればよいのか、検討してみよう。

図3-1 日本の総人口、出生数、死亡者の推移、先進国の人口増減率 (1) 2007年から人口は減少に転じる



1. 総務省「人口推計」、厚生労働省「平成16年度人口動態統計月報年計(概数)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による。
2. 将来推計人口は中位推計。
出典 平成17年度版「経済財政白書」内閣府 97頁

1) 「国力」は経済力か

日本の人口統計の図3-2を見ると、1972年（明治5年）の人口は3480万人である。人口が1000万人増加する年数を追ってみると、1902年（明治35年）に4496万人。この間に30年間の年数が経過している。次の1000万人増加は、1918年（大正7年）の5473万人。この間は、16年間と経過年数が半減で達成している。日本の近代化の経済基盤が整った時期と比例しており、人口増加のスピードアップが起きたとみていいだろう。戦後1945年（昭和20年）は、人口7214万人である。5年後には1000万人の

人口が増加し、高度成長期の1955年（昭和30年）から1975年（昭和50年）の20年間に、何と人口はさらに2000万人増加。しかも注目にあたいするのは1967年（昭和42年）には、人口が1億人を超えていることである。前述のように、今後日本の人口は、2050年には1967年当時の人口数になり、2100年には1945年当時の人口数になるということである。

このように日本の人口増加の経緯をたどると、近代化を達成した高度経済成長期は、人口増加の基盤としても機能していたことがわかる。まさに、人口増加は経済発展のシンボルであったといえる。この高度経済成長期の経済成長＝人口増加経験が、人口減少＝国力減退・低下のベースになっていると読み取っても間違いのないのではないだろうか。そうであれば、この高度経済成長期のイメージで、現代の人口減少社会の核心を捉えていいのだろうか。

現代社会は、近代化が成立する前期近代から、後期近代化へと時代は進展した。換言すれば、産業社会からポスト産業社会への進展であり、地域や国家的な制約を乗り越えるグローバル化の時代である。一国内の経済成長神話と人口問題が連動した、蜜月時代の現実的な基盤はないといえるだろう。フィクションに煽られないためには、現実の事実に立脚することである。そのために、世界の人口の変化の現実と世界の人口問題の課題から、日本の人口減少社会の問題を相対化して考えてみることで、「国力」を考える糸口を捉えてみる必要がある。

世界の人口の増加の背景も、近代化にある。戸田清の『人口危機のゆくえ』によると、17世紀までは世界の人口の年間増加率はゼロに近かった。18世紀の産業革命の頃に増えはじめ、ここ50年で人口が倍増で増加。人類史のなかで世界人口の増加率が1.5%を超えるのは、おそらく20世紀と21世紀だけのことであり、これは「空前絶後」の現象といえると指摘している。そして、地球の資源には限りがあるから、世界人口の増加はどこかで止まる。⁽¹²⁾ ということは、20世紀は歴史的に例のない「人口爆発」の時代であり、それは近代化＝産業化＝経済発展と共に起きており、先進国は19世紀に起き、近代化が遅れた日本は20世紀後半に起きたといえる。同じ「人口爆発」であっても発展途上国は、先進国との経済や政治的関係性の位相を異にした人口増加状況にあるといえる。

先進国は経済力増大＝人口増加＝国力アップのプロセスを経てきた。しかし、発展途上国の「人口爆発」は、先進国の近代化プロセスの背景を適用することはできない。なぜなら、経済的・政治的位相が全く異なっているからである。先進国は資源（労働力を含む）調達や市場の確保を植民地（発展途上国）に頼ることで豊かになる近代化の「拡張主義」＝植民地主義によって人口増加を実現してきた。この結果、発展途上国は人間と自然の資源を奪われることで、貧困国状況に周辺化されてきた歴史的経緯がある。そのことが「貧困に対する親の防衛手段」としての多産をうみだし、「生きのびるための子たくさん」状況が作りだされている。発展途上国における人口増加問題は、①具体的な子どもの死亡率の高さ、②老後の生活保障の欠如、③女性の地位の低さなどが、社会的、経済的、文化的、政治的な諸力の脱貧困にむけた近代化と民主化が課題となっている。そして何よりも、この発展途上国の貧困化問題は、先進国の課題として、国連は位置付け取組んでいる。

発展途上国の「人口爆発」の現実を前にして、1974年国連は第1回人口会議（ブカレスト）を主催した。主題は、増加する人口をどうやって養うのか、どのように生活を向上させるのか、世界に問う

図3-2 人口の推移

年次 Year	人口(1,000)		年次 Year	人口(1,000)		年次 Year	人口(1,000)	
	総数 Total			総数 Total			総数 Total	
明治5年 1872	34,806		大正9年 1920	85,963		昭和51年 1976	113,094	
6 1873	34,985		10 1921	86,666		52 1977	114,165	
7 1874	35,154		11 1922	87,590		53 1978	115,190	
8 1875	35,316		12 1923	88,119		54 1979	116,185	
9 1876	35,555		13 1924	88,876		55 1980	117,080	
10 1877	35,870		14 1925	89,737		56 1981	117,902	
11 1878	36,166		15 1926	90,741		57 1982	118,728	
12 1879	36,464		昭和2年 1927	91,658		58 1983	119,536	
13 1880	36,949		3 1928	92,585		59 1984	120,305	
14 1881	36,965		4 1929	93,461		60 1985	121,049	
15 1882	37,259		5 1930	94,450		61 1986	121,680	
16 1883	37,569		6 1931	95,457		62 1987	122,238	
17 1884	37,962		7 1932	96,434		63 1988	122,745	
18 1885	38,313		8 1933	97,432		平成元年 1989	123,205	
19 1886	38,541		9 1934	98,528		2 1990	123,611	
20 1887	38,703		10 1935	99,254		3 1991	124,101	
21 1888	39,029		11 1936	100,114		4 1992	124,587	
22 1889	39,473		12 1937	101,030		5 1993	125,088	
23 1890	39,902		13 1938	101,913		6 1994	125,625	
24 1891	40,251		14 1939	102,860		7 1995	126,170	
25 1892	40,508		15 1940	103,833		8 1996	126,724	
26 1893	40,880		16 1941	104,818		9 1997	127,291	
27 1894	41,142		17 1942	105,807		10 1998	127,868	
28 1895	41,557		18 1943	106,793		11 1999	128,456	
29 1896	41,992		19 1944	107,774		12 2000	129,045	
30 1897	42,400		20 1945	108,747		13 2001	129,635	
31 1898	42,886		21 1946	109,715		14 2002	130,225	
32 1899	43,404		22 1947	110,678				
33 1900	43,947		23 1948	111,632				
34 1901	44,359		24 1949	112,577				
35 1902	44,964		25 1950	113,511				
36 1903	45,546		26 1951	114,434				
37 1904	46,135		27 1952	115,346				
38 1905	46,620		28 1953	116,248				
39 1906	47,038		29 1954	117,141				
40 1907	47,416		30 1955	118,027				
41 1908	47,865		31 1956	118,907				
42 1909	48,354		32 1957	119,782				
43 1910	48,884		33 1958	120,653				
44 1911	49,454		34 1959	121,520				
45 1912	50,077		35 1960	122,383				
大正2年 1913	51,305		36 1961	123,242				
3 1914	52,039		37 1962	124,097				
4 1915	52,782		38 1963	124,948				
5 1916	53,498		39 1964	125,795				
6 1917	54,134		40 1965	126,638				
7 1918	54,738		41 1966	127,477				
8 1919	55,033		42 1967	128,312				
9 1920	55,473		43 1968	129,143				
			44 1969	129,970				
			45 1970	130,793				
			46 1971	131,612				
			47 1972	132,427				
			48 1973	133,238				
			49 1974	134,045				
			50 1975	134,848				

出典「平成16年度
第53回日本統計年
鑑」
総務省統計局
男女の人口数を削
除して吉田が作成
したものである。

たのである。そこでクローズアップされた問題は、「人口では2割を占めるにすぎない先進国が、資源消費で世界の8割を占めている」という現実であった。1994年のカイロ会議では、「国際人口・開発会議」と開発（発展）が入り、次の3点が先進国に鋭い具体的な課題として提起されている。

一つは、発展途上国の「発展の権利」である。衣食住と保健衛生の基本的ニーズ（ベーシック・ヒューマン・ニーズ=BHN）を確保し、貧困を解消する権利を保障することが、先進国も求められている。

二つに、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生と生殖に関する健康/権利）である。人口を構成するのは人間であり、生命は女のからだを通して再生産されることが確認され、「統計から個人へ、数字から生き方へ」と議論が移り深まってきている。

三つは、発展途上国の「人口爆発」よりも、先進国の「消費爆発」こそが問題であると、環境NGOにより言葉化されたことである。

このカイロ会議の背景を朝日新聞社の本田雅和は、次のように指摘していることが紹介されている。①マクロの経済体制の歪みに苦しんできた第三世界の民衆、先住民、女性、障害者といったミクロの個人が、NGOを通して国際社会に大きな影響を与えたこと。②近代国家体制の枠組みの中での政府間国際機関に過ぎなかった国連が、21世紀を前にしてようやく国家と個人との「乖離」に気づき、「地球市民」の声—NGOの声の重要性と参加を実質的に認めさせたこと。③人口政策の客体や対象としか見なされなかった女性が、「国の論理」への異議申し立てを通して自らの主体になろうとしていること。^(ibid12~13)

以上のような、発展途上国の「人口爆発」の歴史的経緯と、国連を軸とした世界的課題としての人口問題への取り組みを視野に入れたとき、人口=国力を経済力で捉えることは、誰の利益に基づいて意思決定しているのかが問われてくる。国力=経済力・政治力・軍事力を軸にして考えることは、世界が共有する課題から乖離することになる。国力は経済力かの答は、否といえるだろう。では、日本は国力の基準をどのように考えるのか。国民的争点であり、21世紀の重要な課題といえる。バックラッシュ運動はこの課題を、鮮明に顕在化させたといえる。その検討のために、世界の国々の人口と国力の関係性について検討してみよう。

2) 「国力」の基準は何か

世界の国々の人口規模を概観してみる。現代、世界の228カ国（属領、自治領及び中国の香港・マカオを含む）の2004年現在の人口は、60億6000万人である。この中で人口一億以上は、10カ国に過ぎない。その10カ国が、世界人口の60%を占めている。図3-3と3-4を見ていただきたい。

人口5,000万以上の国は、23カ国であり世界の独立国191カ国の12%である。多くの国々は、人口5000万以下である。国は国土上に居住する人間によって人口が構成されている。世界の陸地面積は、2002年時点で1億3564万1000km²である。1カ国当たりの平均面積は、70万km²になる。日本の国土面積は、38万km²である。大友篤は『人口で見る世界』⁽¹³⁾の中で、国土面積と人口規模つまり空間規模と人口規模の間には、おおまかであるが比例的な関係があると指摘している。しかし、日本はこの比例的関係が通用しない例外中の例外国であることがわかる。国土面積からすると、日本は人口

図3-3 人口規模階級別国数および人口総数—2000年

人口規模階級 (万人)	国 ¹⁾ 数		人口総数	
	実数	(%)	(万人)	(%)
10,000~	10	4.4	361,494	59.7
5,000~9,999	13	5.7	89,241	14.7
3,000~4,999	13	5.7	50,295	8.3
2,000~2,999	12	5.3	28,292	4.7
1,000~1,999	29	12.7	39,573	6.5
500~999	30	13.2	21,280	3.5
300~499	24	10.5	9,628	1.6
100~299	21	9.2	4,204	0.7
50~99	10	4.4	728	0.1
10~49	30	13.2	801	0.1
~10	36	15.8	136	0.0
計	228	100.0	605672	100.0

1) 属領、自治領など(香港・マカオは中国と別計)を含む
(資料) United Nations. *World Population Prospects 2000*.

出典：大友篤著『人口で見る世界』2頁

が減少してもおかしくない国土状況といえる。

国力を考える一例として、スウェーデンを取上げてみよう。スウェーデンは図3-4にはない。人口859万人の国である。21世紀の福祉を先取りし、熱いまなざしで先進国から研究対象にされるスウェーデンは、「国力」がない国といわれているだろうか。福祉国家の先進国としての存在感があり、学問の最先端の情報を集めるノーベル賞は、文化を通じてスウェーデンは「国力」の個性を高め維持している国といえるだろう。

女性政策で世界のトップを切り開いているノルウェーの人口も、455万人（2003年）である。2004年度国連ジェンダー・エンパワーメント指数世界一位であり、男女平等オンブッドを設立し、父親の育児休暇制度を定着させ注目されている。国際学力テストでトップになり、教育の平等と質の高さが世界から注目されたフィンランドの人口は、530万人（2003年）である。これらの北欧の国々の国づくりが提起していることは、「国力」は人口増加ではないということをも具体的に提起してくれているといえるのではないだろうか。個性的なその国の文化力とっていいのではないか。「国力」が人口増加で測れるものでないと思えるならば、人口減少は恐れる必要はない。しかし、これから多様な視点から現実に立脚して、日本の人口規模をどの程度に考えるか、バックラッシュの「国力低下」論を質的に超える国民的議論を喚起していく必要がある。この点で青木保は、興味深い提起をしている。

青木はタイに行ったときの日本ブームを経験し、70年代の経済的パワーの警戒による日本批判が多かった時代から、「日本好き」は隔世の感があると指摘する。その背景には、日本のアニメなどを見て育った世代が大学生や社会人になっている影響と分析し、もっと意識的に文化力を「国力」の一部に完全に組み込んだ政策が必要と提起している。知的・文化的な社会環境を創り出し、生きる積極的な価値を見出せるような工夫が必要と指摘する。そして、人口中規模社会を主張している。⁽¹⁴⁾

国力を青木のように考えると、松谷明彦が感じる違和感も説得力をもつ。経済力の大きさを「国力」とすると、日本のGDP（国内総生産）のドイツは約半分、フランスとイギリスは三分の一に満たない。それらの国に対する評価に違和感があるという。その違和感は、人口や経済の大きさを「国力」と考えるのは、19世紀の古い思想であり、第2次大戦後は国に対する評価は大きく変化したと指摘する。先進国諸国の人々は自らの生活水準の向上こそを国に求めたのであり、「社会の豊かさ」を問題にするようになった。「国力」を人口や経済力で気にするよう

図3-4 人口3000万人以上の国
—2000年

人口順位	国(地域)名	人口(1000人) 2000年	世界人口に占める割合 (%)	1人当たり国土面積 (km ²)	1人当たり総所得 ¹⁾ 2000年
1	中国	1,275,133	21.06	7.5	3,920
2	インド	1,008,937	16.66	3.3	2,340
3	アメリカ合衆国	283,230	4.68	33.1	34,100
4	インドネシア	212,092	3.50	9.0	2,830
5	ブラジル	170,406	2.81	50.2	7,300
6	ロシア	145,491	2.40	117.4	8,010
7	パキスタン	141,256	2.33	5.6	1,860
8	バングラデシュ	137,439	2.27	1.0	1,590
9	日本	127,096	2.10	3.0	27,080
10	ナイジェリア	113,862	1.88	8.1	800
11	メキシコ	98,872	1.63	19.8	8,790
12	ドイツ	82,017	1.35	4.4	24,920
13	ベトナム	78,137	1.29	4.2	2,000
14	フィリピン	75,653	1.25	4.0	4,220
15	イラン	70,330	1.16	23.4	5,910
16	エジプト	67,884	1.12	14.8	3,670
17	トルコ	66,668	1.10	11.6	7,030
18	エチオピア	62,908	1.04	17.6	660
19	タイ	62,806	1.04	8.2	6,320
20	イギリス	59,415	0.98	4.1	23,550
21	フランス	59,238	0.98	9.3	24,420
22	イタリア	57,530	0.95	5.2	23,470
23	コンゴ民主共和国	50,948	0.84	46.0	680
24	ウクライナ	49,568	0.82	12.2	3,700
25	ミャンマー	47,749	0.79	14.2	—
26	韓国	46,740	0.77	2.1	17,300
27	南アフリカ	43,309	0.72	28.2	9,160
28	コロンビア	42,105	0.70	27.0	6,060
29	スペイン	39,910	0.66	12.7	19,260
30	ポーランド	38,605	0.64	8.4	9,000
31	アルゼンチン	37,032	0.61	75.1	12,050
32	タンザニア	35,119	0.58	25.2	520
33	スーダン	31,095	0.51	80.6	1,520
34	カナダ	30,757	0.51	324.2	27,170
35	ケニア	30,669	0.51	18.9	1,010
36	アルジェリア	30,291	0.50	78.6	1,180

1) 購買力単価換算
(資料) United Nations. *World Population Prospects 2000*.
Demographic Yearbooks 1999; World Bank, Data and Statistics
出典: 大友篤著『人口で見る世界』3頁

は、日本の政府は遅れていると言わざるを得ないと松谷は主張している。⁽¹⁵⁾ いうまでもなくもっとも遅れているのは、バックラッシュの当事者たちであり、政府でもあり多くの私たち国民でもある。この松谷の主張は、日本でも1980年代後半から、「豊かさとか何か」が提起され、「生活の質=quality of life=QOL」の探究運動と重なる視点といえるだろう。

さらに見逃すことのできない指摘を松谷はしている。今の人口減少が、高齢者増加による死亡者の急増であり、どうみても出生者数が死亡者数においつくということにはなりそうにない。図3-1のように、出産する主たる年齢階層の女性人口自体が今後とも減少を続ける。出生率の低下傾向は、実は昭和の初めから何世代にもわたって続いている現象である。それは社会の変化、女性の意識の変化、医療の進歩など数多くの要因が考えられるが、いずれにせよそれだけ長期にわたって明確な傾向的变化を示している以上、それが突如、反転すると期待するのは無理であると指摘する。^(ibid 9) ということは、出生率の向上=人口増加論が期待できないだけでなく、ジェンダーフリー行政が主張する「男女共同参画社会が実現すれば、少子化が防げる」も、根拠のない主張といえる。男女共同参画社会は少子化のために必要なのだろうか。改めて、なぜ男女共同参画社会の実現が求められているのか、子育て真最中の30代女性と男性が抱えた生活現実から検討してみる。

註

- 1) 長谷川三千子「してはいけないジェンダーフリー」『産経新聞』2000年12月14日
- 2) 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の第1章総則（第1条―第12条）から構成されている。そのなかの第4条は（社会における制度又は慣行についての配慮）基本的理念のひとつである。「男女共同参画社会形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものにするように配慮されなければならない。」基本法は性差別禁止法である。
- 3) 長谷川三千子「男女雇用平等法」は文化の生態系を破壊する」『中央公論』1984年5月号、78～87P
- 4) 西尾幹二・八木秀次著『新・国民の油断』PHP研究所、2005年、208頁
- 5) この言葉は、平成16年版『少子化社会白書』40頁に初めて、少子化の原因背景の分析用語として登場した。パク・ショアン・スックチャ著『会社人間が会社をつぶす』朝日新聞社、2002年 によると「ワークファミリーバランス」への取り組みは、労働人口構成の変化=既婚労働者の78%が共働きを背景として、80年代後半アメリカ企業の間で自然発生的に始まり、働く母親の“つなぎとめ策”として初期の段階ではそれなりの効果を上げ、後に「ワーク・ライフ・バランス」と名前が変わっている。
- 6) 「シンポジウム 女たちのいま、そして未来は？」『世界』岩波書店、1985年8月号での樋口の指摘である。27頁
- 7) 竹中恵美子「経済の仕組みとジェンダー」『共生・衡平・自律』ドメス出版、1998年、34～35頁
- 8) 竹中恵美子「変貌する労働経済と労働力の女性化」『労働力の女性化』有斐閣選書、1994年、10～12頁
- 9) 熊沢誠『女性労働と企業社会』岩波新書、2000年、2頁
- 10) 堀江孝司『現代政治と女性政策』勁草書房、2005年、18頁
- 11) 浅倉むつ子『労働とジェンダーの法律学』有斐閣、2000年、71頁
- 12) 戸田清・芦野由利子『人口危機のゆくえ』岩波ジュニア新書、1996年、2頁
- 13) 大友篤『人口でみる世界』古今書院、2003年、6～7頁
- 14) 青木保「文化力を国力に組み込んだ政策の実現を」『人口減少と総合国力』日本経済評論社、2004年、111～112頁
- 15) 松谷明彦『人口減少経済の新しい公式』日本経済新聞社、2004年、168頁

参考文献

- 浅倉むつ子著『労働とジェンダーの法律学』有斐閣, 2000年
池本美香著『失われる子育ての時間』勁草書房, 2003年
大友篤著『人口でみる世界』古今書院, 2003年
熊沢誠著『女性労働と企業社会』岩波新書, 2000年
天童睦子著『育児戦略の社会学』世界思想社, 2004年
戸田清・芦野由利子著岩波ジュニア新書『人口危機のゆくえ』岩波書店, 1996年
堀江孝司著『現代政治と女性政策』勁草書房, 2005年
松谷明彦著『人口減少社会の新しい公式』日本経済新聞社, 2004年
森ます美著『日本の性差別賃金』有斐閣, 2005年